

(別添1)

電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例についての一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 適用要件</p> <p>(法第748条(地方税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)関係)</p> <p>3 自己が作成することの意義 法第748条第1項及び第2項並びに第749条第1項及び第2項に規定する「自己が」とは、保存義務者が主体となってその責任において行うことをいい、例えば、地方税関係帳簿書類に係る電子計算機処理を会計事務所や記帳代行業者に委託していても、これに含まれる場合があること。</p> <p>第2 申請手続等</p> <p>(法第750条(電磁的記録による保存等の承認の申請等)関係)</p> <p>1 地方税関係帳簿の備付けを開始する日の意義 法第750条第1項に規定する「地方税関係帳簿の備付けを開始する日」とは、当該地方税関係帳簿を備え付けることとなる日をいうのであるが、課税期間の定めのある地方税(法人道府県民税、道府県たばこ税、<u>軽油引取税</u>)に係る地方税関係帳簿については、原則として課税期間の初日が当該地方税関係帳簿を備え付けることとなる日となること。 (注) _____保存義務者が地方税関係帳簿に係る地方税の納税者でない場合の当該保存義務者が備え付ける地方税関係帳簿の備付けを開始する日については、保存義務者が、電磁的記録の備付けをもって地方税関係帳簿の備付けに代えようとする日としている場合には、これは認められるものである。</p> <p>8 取りやめ又は変更に係る関係<u>都道府県</u>知事への通知</p>	<p>第1 適用要件</p> <p>(法第748条(地方税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)関係)</p> <p>3 自己が作成することの意義 法第748条第1項及び第2項並びに第749条_____に規定する「自己が」とは、保存義務者が主体となってその責任において行うことをいい、例えば、地方税関係帳簿書類に係る電子計算機処理を会計事務所や記帳代行業者に委託していても、これに含まれる場合があること。</p> <p>第2 申請手続等</p> <p>(法第750条(電磁的記録による保存等の承認の申請等)関係)</p> <p>1 地方税関係帳簿の備付けを開始する日の意義 法第750条第1項に規定する「地方税関係帳簿の備付けを開始する日」とは、当該地方税関係帳簿を備え付けることとなる日をいうのであるが、課税期間の定めのある地方税(個人道府県民税、<u>個人事業税</u>、<u>個人市町村民税</u>等)に係る地方税関係帳簿については、原則として課税期間の初日が当該地方税関係帳簿を備え付けることとなる日となること。 (注) 課税期間の定めのない地方税に係る地方税関係帳簿又は保存義務者が地方税関係帳簿に係る地方税の納税者でない場合の当該保存義務者が備え付ける地方税関係帳簿の備付けを開始する日については、保存義務者が、電磁的記録の備付けをもって地方税関係帳簿の備付けに代えようとする日としている場合には、これは認められるものである。</p> <p>8 取りやめ又は変更に係る関係<u>地方団体</u>の長への通知</p>

事務所所在地等の都道府県知事は、法第751条第1項の規定に基づく取りやめの届出があつた場合には、法第750条第6項の承認を行った場合に準じて、関係都道府県知事に通知を行うべきものであること。

また、法第751条第2項の規定による変更の届出書の提出があつた場合において、当該変更の内容が主たる事務所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地又は地方税関係帳簿書類の保存場所に係るものであるときは、事務所所在地等の都道府県知事は、当該変更内容に係る関係都道府県知事に対し、当該変更内容を通知すべきものであること。

(法第753条(電磁的記録による保存等の取消し)関係)

10 承認の取消しに係る都道府県間の通知等

法第753条第1項の規定に基づき電磁的記録による保存等の承認の取消しを行う者は事務所所在地等の都道府県知事であるので、関係都道府県知事は、電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類について、法第753条第1項第1号又は第2号に該当する事実があると認めるときは、事務所所在地等の都道府県知事に速やかに通知すべきものであること。

また、事務所所在地等の都道府県知事は、法第753条第1項の規定に基づいて承認の取消しを行った場合には、法第750条第6項の承認を行った場合に準じて、関係都道府県知事に通知を行うべきものであること。

第4 その他

1 地方税に関する法令の規定の適用

法第756条の適用に当たっては、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成10年法律第25号)の規定により承認を受けている電磁的記録等であっても、地方税法上の帳簿又は書類の備付け又は保存に係る規定については、当該電磁的記録等を帳簿又

住所 所在地等の地方団体の長は、法第751条第1項の規定に基づく取りやめの届出があつた場合には、法第750条第6項の承認を行った場合に準じて、関係地方団体の長に通知を行うべきものであること。

また、法第751条第2項の規定による変更の届出書の提出があつた場合において、当該変更の内容が主たる事務所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地又は地方税関係帳簿書類の保存場所に係るものであるときは、住所 所在地等の地方団体の長は、当該変更内容に係る関係地方団体の長に対し、当該変更内容を通知すべきものであること。

(法第753条(電磁的記録による保存等の取消し)関係)

10 承認の取消しに係る地方団体間の通知等

法第753条第1項の規定に基づき電磁的記録による保存等の承認の取消しを行う者は住所 所在地等の地方団体の長であるので、関係地方団体の長は、電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類について、法第753条第1項第1号又は第2号に該当する事実があると認めるときは、住所 所在地等の地方団体の長に速やかに通知すべきものであること。

また、住所 所在地等の地方団体の長は、法第753条第1項の規定に基づいて承認の取消しを行った場合には、法第750条第6項の承認を行った場合に準じて、関係地方団体の長に通知を行うべきものであること。

第4 その他

1 地方税に関する法令の規定の適用

法第756条の適用に当たっては、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成10年法律第25号)の規定により承認を受けている電磁的記録等であっても、地方税法上の帳簿又は書類の備付け又は保存に係る規定については、当該電磁的記録等を帳簿又

<p>は書類とみなす規定の適用はないので、地方税関係帳簿書類について電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムによる保存又は備付けを行う場合には、別途<u>都道府県知事</u>の承認を受けなければならないこと。</p>	<p>は書類とみなす規定の適用はないので、地方税関係帳簿書類について電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムによる保存又は備付けを行う場合には、別途<u>地方団体の長</u>の承認を受けなければならないこと。</p>
--	--